

お預かりした貨物を鉄道コンテナで安全・確実に輸送するために

正確な品名での運送申込みを お願いいたします。



運送申込みにあたり、関係法令及び運送約款等によって荷送人には品名の申告義務が課せられています。特に危険品輸送中の事故は貨物列車の大幅な遅延や運休のみならず、一般社会にも甚大な影響を及ぼす可能性がありますので、取扱いについては細心の注意が必要です。

1.危険品として取り扱うもの

●火薬類



●国際連合の危険物勧告で定められた危険物



●消防法で定められた危険物



●高圧ガス



●毒物および劇物



●マッチ、軽火工品



●以上のものを含有する廃棄物およびPCB(ポリ塩化ビフェニル類)を含有する廃棄物

※放射性物質はお引受けできません。

2.次の輸送の際には、消防法・毒物および劇物取締法(毒劇法)・高圧ガス保安法の他に、個別のルールも適用されます。

- 青函トンネルを経由する輸送…青函トンネル危険品貨物運送約款
 - 青函フェリー(連絡運輸)を経由する輸送…危険物船舶運送及び貯蔵規則
 - 廃棄物類にも該当する危険品の輸送…廃棄物処理法及びPCB特別措置法
 - オフレールステーション(ORS)・コンテナ営業所に発着する輸送…トラック輸送に関する各種法令
- ※梅田駅では火薬類は取り扱いできません。

危険品かどうか不明の場合、また個別のルールについては、鉄道利用運送事業者またはJR貨物にお気軽にお問い合わせ下さい。

事事故事例

●事例 A (品目相違)

容器充填口及びエア抜き口の蓋の緩み、パッキンの劣化により劇物の漏洩が発生した。誤った品目で申込まれていたため、貨物把握に時間を要した。



危険物が含まれる場合は、貨物の内容を正確にお伝え下さい。

●事例 B (荷崩れ)

積付が不十分で荷崩れが発生。輸送中にコンテナから劇物が漏洩した。



積込をされる場合は、荷崩防止、容器の密封等の対策を確実にこなして下さい。

●事例 C (残留)

タンクコンテナの水抜きドレンホース内に残留していた劇物が漏出し、その蒸気を吸入した作業員が体調不良を訴えた。



タンクコンテナに関しては、バルブの確実な閉鎖を行なって下さい。また、積込・取卸口やドレンホース等に危険品が残留していないか確認して下さい。

事故防止にご協力をお願いいたします。

鉄道利用運送事業者はコンプライアンスおよび輸送品質向上のため、危険品に限らず全ての貨物の積付状態の写真撮影に取り組んでいます。

また、危険品については、運送申込時にMSDS(製品安全データシート)やイエローカードのご提出もいただきます。

お客様のご協力をお願いいたします。

撮影の目的

品目相違の防止

荷崩れ・漏洩の防止



撮影の時期は…?

スポット貨物
および荷姿が
毎回変わる貨物

▶ **毎回**
撮影いたします。

ダンボール、紙袋等、
定型利用で
荷姿が毎回同じ貨物

▶ **年1回**
撮影いたします。